

# 商工会ニュースやはば臨時号No.2

## 【コロナ支援策】地域企業経営支援金

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者の事業継続を支援するための支援金の申請受付を商工会が窓口となり開始しました。

令和2年11月から令和3年3月の対象期間のうち、どこか一月の売上が前年同月比50%以上減少、または連続する3か月の売上が前年同期比30%以上減少している対象業種の事業者の方が対象となる支援金です。

### 【支援金とは?】

対象期間内の連続する3か月の前年同月期との差額（減収額）を1事業所あたり40万円を上限として支援します。

多店舗を経営されている方は、1事業者当たり個人事業主は100万円、法人及び組合は200万円を上限として支援します。

申請できるのは1事業者につき1回のみとなります。

### 【支給対象者】

申請できるのは、次の(1)～(2)に全て該当する方とします。

(1) 中小企業者（個人事業主や同規模の法人・組合を含む）であること

(2) 商工団体が管轄する区域（矢巾町内）に店舗（事業所）を有すること

※複数の市町村にまたがって店舗が存在している場合は、主たる店舗が所在する区域を管轄する商工団体に一括で申請してください。

※本社の所在地が岩手県外であっても、店舗（事業所）が岩手県内であれば申請できます。

(3) 飲食業・小売業・サービス業を営む店舗（事業所）を有すること

※対象業種一覧（裏面掲載）に該当する業種を営む店舗・事業所を対象とします。

※主たる業種以外でも、対象業種一覧に該当する業種を営む店舗・事務所を有する場合であって、事業の実態（取引実績等）が確認できれば、対象となる場合があります。

### 【売上条件】

令和2年11月から令和3年3月の間の売上について、次のいずれかに該当していること。

(1) いずれか一月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している者

(2) いずれかの連続する3か月の売上の合計が前年同月と比較して30%以上減少している者

※前年の売上が存在しない者にあっては、売上も比較する月の直近までのいずれか一月の売上、若しくはいずれかの連続する3か月の売上の合計を用いることとします。

### 【売上減少額の算定】

令和2年11月から令和3年3月の間で、連続する3か月の売上合計を前年同期間の売上合計から差し引いた額を算出します。

比較対象期間の前年同期の  
売上の合計

—

令和2年11月～令和3年3月の対象期  
間のうち連続する3ヶ月の売上の合計

=

支援金額

### 【上限額】

売上減少額の範囲内で、1店舗（事業所）あたり40万円を上限額とし、かつ、1事業所あたり個人事業主は100万円、法人及び組合は200万円を上限額とします。

裏面に続きます。⇒

## 【申請書類】

下記の様式と添付書類を準備し、主たる店舗が所在する商工団体へ提出してください。

### ◇提出様式

- ・申請用チェックシート
- ・様式1 申請書兼請求書
- ・別紙1 申請額計算書
- ・別紙2 誓約書

### ◇添付書類

- ・対象期間の前年同期の売上が分かる確定申告書等の写し
- ・対象期間の売上が分かる書類の写し
- ・振込先の口座情報が分かる通帳等の写し
- ・申請者確認書類  
法人の場合：履歴事項全部証明書  
個人事業主の場合：代表本人確認書類の写し

## 【対象業種一覧】

大分類	中分類
情報通信業の一部	放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス、映像・音声・文字情報制作作業
運輸業、郵便業の一部	道路旅客運輸業（ただし、一般乗合旅客自動車運送業を除く）、道路貨物運送業
卸売業、小売業の一部	各種種品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業 その他の小売業
金融業・保険業の一部	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業、管理業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（他に分類されないもの）、広告業 技術サービス業（他に分類されないもの）
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業・娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育・学習支援業
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業の一部	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業、その他のサービス業

※総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改正）」に基づく分類

## 【申請期限等】

**申請期限：令和3年6月30日（水）※消印有効**

申請様式等については、矢巾町商工会 HP (<http://www.shokokai.com/yahaba/>) に掲載していますので、ご確認ください。